

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況の一覧表
(第一面)

届出時の免許番号 千葉県知事第 号 商号又は名称 基準日 年 月 日
氏名(法人にあつては、代表者の氏名)

1 住宅販売瑕疵担保保証金の供託の対象とすべき新築住宅について

整理番号	販売新築住宅の名称	販売新築住宅の所在地	販売新築住宅の住戸番号	買主の商号、名称又は氏名	引渡日	基準日前1年間に買主に引き渡した販売新築住宅の戸数							法第11条第4項に規定する書面に負担の割合が記載された宅地建物取引業者						
						販売新築住宅(その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅又は令第7条第1項に規定する販売新築住宅を除く。)の戸数	その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の新築住宅(令第7条第1項に規定する販売新築住宅を除く。)の戸数(ア)	法第11条第3項の算定特例適用後の戸数(ア×0.5)	令第7条第1項に規定する販売新築住宅(その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。)の戸数(イ)	販売瑕疵負担割合	令第7条第2項の算定特例適用後の戸数(イ×販売瑕疵負担割合)	その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅であつて、かつ、令第7条第1項に規定する販売新築住宅であるものの戸数(ウ)	販売瑕疵負担割合	法第11条第3項及び令第7条第2項の算定特例適用後の戸数(ウ×0.5×販売瑕疵負担割合)	免許番号	商号、名称又は氏名	販売瑕疵負担割合		
1																			
2																			
3																			
4																			

合計																			
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。
- 注2 「販売新築住宅の住戸番号」の欄は、販売新築住宅が共同住宅又は長屋の場合にのみ記載するものとする。
- 注3 「販売瑕疵負担割合」とは、令第7条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。
- 注4 「合計」の欄は、各列の戸数の合計を記載するものとし、各面が複数頁にわたる場合には各面の最終頁に記載するものとする。

(第二面)

2 住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結した新築住宅について
(すべて供託のため省略)